

〔2019年度以降の入学生に適用〕

教職課程の履修について

教育職員免許状を取得するには

I 教職課程について

学校教育法第1条に定める幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員になるためには、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を有していなければならない。

この免許状は教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき文部科学省より認定を受けた大学の課程において、所定の科目の単位を修得し、基礎資格を有する者が、所轄の都道府県教育委員会に申請して授与される。

本学の教職課程は、将来教員になることを志望している学生を対象に開設されており、単に免許状の取得のみを目的とするような安易なものではない。

免許状を取得する場合は、卒業単位の他に修得しなければならない科目の単位が定められている。したがって、1年次より計画的に履修していくことが必要となり、当該年次に単位の修得ができない場合には翌年以降の履修が困難になることもありえるので、学科課程表及び本要項等を参照し、その内容を十分理解した上で教職課程の履修に臨むべきである。わからないことがあれば、担当窓口で相談のこと。

なお、教職課程履修者は、年間スケジュール表にある全てのオリエンテーション（事前事後指導）及びガイダンスに出席する義務があり、正当な理由なく欠席をした場合には、教職課程の履修を放棄したものと扱われることがあるので注意すること。

II 免許状の種類及び教科

取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりである。

学部学科		種 類	高等学校教諭一種免許状
		工 学 部	機械知能工学科
	電気電子工学科	工 業	
	環境建設工学科	工 業	
	情報基盤工学科	工 業	

Ⅲ 教育職員免許状を得るための資格

1. 免許状は規定の基礎資格を有し、所要単位を修得した者に授与される。本学においては次のとおりである。

2019年度入学生適用

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数				備考
		教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	合計	
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	25	34		59	

2. 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」についてそれぞれ2単位以上を修得しなければならず、各学科で定める必修科目については次のとおりである。

法規上の科目	授業科目	単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	スポーツ実技	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーションズ	2	
情報機器の操作	情報リテラシー	2	

IV 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた教育の基礎的理解に関する科目等の本学における授業科目、単位数及び履修方法は次のとおりである。

2019年度入学生適用

免許法施行規則の定める科目区分			授 業 科 目	単位数	開講年次
	科 目	各科目に含めることが必要な事項			
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◎ 教育基礎論	2	1
		・教育の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	◎ 現代教職論	2	1
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	◎ 教育の制度と経営	2	1
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	◎ 教育心理学	2	2
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	◎ 特別支援教育論	2	3
		・教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	◎ 教育課程論	2	2
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	☆ 道徳教育の理論と方法	2	2
		・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法	◎ 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	3
		・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎ 教育の方法と技術	2	2
		・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	◎ 生徒指導・進路指導の理論と方法	2	2
		・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	◎ 教育相談の理論と方法	2	2
第5欄	教育実践に関する科目	・教育実習	◎ 教育実習Ⅰ ☆ 教育実習Ⅱ	3 2	4 4
		・教職実践演習	◎ 教職実践演習(中・高)	2	4

- (注) 1. ☆印の「道徳教育の理論と方法」は中学校にのみ適用し必修科目となるが、高等学校の選択科目として算入することはできない。
 2. 「教育実習Ⅰ」は中学校及び高等学校に必修。☆印の「教育実習Ⅱ」は中学校のみ必修となり、高等学校では選択となる。
 3. 「教職実践演習(中・高)」(4年次後期)の履修には、教職課程についての自らの学習履歴を記録する「履修カルテ」の作成が必要である。履修カルテの作成の仕方については、2年次はじめのガイダンスにて説明するが、それにしたがって速やかに自分の履修カルテを作成すること。2年次前期終了時点までに履修カルテを作成しない学生に対しては、教職課程の履修を認めないことがあるので、注意すること。

V 大学が独自に設定する科目

工業免許の取得にあたって特記する科目はない。

VI 介護体験実習

工業免許の取得にあたっては不要である。

VII 教育実習

「教育実習」とは、教員免許状取得に必修とされている「教育の基礎的理解に関する科目等」の1つであり、これからさき教職に就こうとしている学生が、教育の現場において実践経験を積むことによって、教師として求められる力を高めるために行われるものである。「教育実習」は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つから構成されている(後述の3.「教育実習の事前指導・事後指導」を参照)。教育実習は、教職課程における学習の総まとめの立置にある。希望する諸君が学習成果を存分に活かすためには、幅広い教養が必要となるので、日常生活の中でそれを身につけるよう努力してもらいたい。実習中は、学生でありながらも「教師」としての立場に立つことになるので、それにふさわしい言葉づかい・礼儀・服装などが要求される。事務担当窓口においても特に厳しい指導方針をもって諸君に接していくので十分留意して学生生活を過ごしてもらいたい。

1. 教育実習履修条件

2019年度入学生適用

- (1) すべての教職ガイダンスに出席すること。
- (2) 教育実習事前指導1～4をすべて受講していること。
- (3) 「履修カルテ」について所定の要領により作成していること。
- (4) 3年次終了までに、教養教育科目、地域教育科目及び外国語科目について卒業要件を満たす単位を修得していること。
- (5) 専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位が100単位以上であること。(ただし、教養教育科目、地域教育科目及び外国語科目についての卒業要件に不足する単位が4単位までの者については、専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位が110単位以上であること。)
- (6) 3年次までに開講されている「教育の基礎的理解に関する科目等」について次の表の対象科目のうち、必要科目数以上修得していること。

取得希望免許校種	対象科目	取得必要科目数
中学校 高等学校	①教育基礎論 ②現代教職論 ③教育の制度と経営 ④教育心理学 ※1 ⑤特別支援教育論 ⑥教育課程論 ⑦道徳教育の理論と方法 ⑧特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 ⑨教育の方法と技術 ⑩生徒指導・進路指導の理論と方法 ⑪教育相談の理論と方法	9科目
高等学校のみ	①教育基礎論 ②現代教職論 ③教育の制度と経営 ④教育心理学 ※1 ⑤特別支援教育論 ⑥教育課程論 ⑦特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 ⑧教育の方法と技術 ⑨生徒指導・進路指導の理論と方法 ⑩教育相談の理論と方法	8科目

※1については教養学部人間科学科のみ④教育・学校心理学とする。

- (7) 3年次までに開講されている「教科の指導法に関する科目」について次の表の対象科目をすべて履修し、必要科目数以上修得していること。なお、1科目でも放棄の評価になっている場合は条件を満たしていないものとする。

取得希望免許		対象科目	取得必要科目数
英 数 宗	語 学 教	〔実習教科〕 教育法（概論） 〔実習教科〕 教育法（理論） 〔実習教科〕 教育法（実践） 〔実習教科〕 教育法（応用）	3科目
社	会	社会・地理歴史科教育法（概論・理論） 社会・公民科教育法（概論・理論） 社会・地理歴史科教育法（実践）※2 社会・公民科教育法（実践）※2 社会・地理歴史科教育法（応用） 社会・公民科教育法（応用）	3科目
地 公 理 歴 史 民		〔実習教科〕 教育法（概論・理論） 〔実習教科〕 教育法（応用） 〔実習教科〕 教育法（実践）	2科目
商 工 情	業 業 報	〔実習教科〕 教育法（概論・理論） 〔実習教科〕 教育法（実践・応用）	1科目

※2については学科によっていずれか1科目の履修でよい。

- (注)1. 交換留学あるいは認定留学によって教育実習履修条件を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する
- (注)2. 3年次編入生で教育実習履修条件の(4)(5)が満たせない学生については、教職課程センター運営委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する

2. 教育実習の履修手続

教育実習を希望する場合は、2年次11月のガイダンスに出席し、12月に教育実習登録届の提出・手続をすること。なお、教育実習先は原則として各自の出身高等学校とする。

3. 教育実習の事前指導・事後指導

教育実習は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つで構成されており、実践実習・事前指導・事後指導のすべてが完了して「教育実習」の単位となる。事前指導及び事後指導を受講しない場合、教育実習の単位認定ができないので、掲示板によって事前指導及び事後指導の開講時期を確認して、必ず受講すること。

①事前指導

事前指導1～4では、主に教育実習中の学習指導及び生徒指導の実践的諸課題について具体的に学ぶ。集中講義形式で実施する。以下、各事前指導の内容、合計時間、実施時期の順に記す。

- ・事前指導1（教育実習オリエンテーション）：教育実習の目的：計150分：3年次10月か11月
- ・事前指導2：教育実習生体験談、生徒指導の在り方について：計360分：3年次2月
- ・事前指導3：学習指導（板書、発問、学習指導案作成等）：計360分：3年次2月
- ・事前指導4（教育実習オリエンテーション）：実習に向けた直前指導：計240分：3年次3月

②教育実習校における実践実習

教育実習が行われるのは4年次。前期に実施されることが多いが、実習校の都合により後期に実施されることもある。

③事後指導

実習校での実習が終了したら、教科毎に必ず事後指導を受けること。以下、事後指導1～2の内容、時間、実施時期の順に記す。

・事後指導1：教育実習の自己評価、実習の意義の再確認：90分：前期実習分は9月～10月、後期実習分は11月～12月

・事後指導2：教科指導の自己評価、実習の意義の再確認：90分：9月～1月

繰り返すが、事前指導・事後指導についても掲示板で開講時期を確認し、必ず受講すること。受講していない場合は、実習校での実践実習が終了していても「教育実習」の単位は認められない。

4. 麻疹（はしか）対策

指定された時期に抗体検査を受け、検査結果の結果書類のコピーを実習の1ヶ月前までに、各所属キャンパスの教務課または学務係に提出すること。抗体検査によって免疫が確認できない場合は、保護者並びに医療機関と相談の上、はしかの予防接種を受け、受けたことを確認できる書類を提出すること。

Ⅷ 「教職実践演習（中・高）」の履修条件

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等「教育実習Ⅰ」を履修し、教育実習校における実習を前期に終える者、あるいは後期に実習予定の者であること。
- (2) 履修カルテへの、4年次前期までの所定（単位チェック・教師力チェック）の記入が完了していること。

Ⅸ 免許状申請について

教育職員免許状の申請を大学が取りまとめて行う手続き（一括申請）については、4年次の12月上旬にガイダンスを実施する。

X その他

在学中に一種免許状を取得し、大学院に進学し所定の単位を修得した場合、専修免許状の取得が可能となる。

XI 教科及び教科の指導法に関する科目

工業（高等学校教諭一種）

工業免許状を得ようとする場合、本学においては教育職員免許法附則11を適用しない。このため、工業の関係科目を開講科目より26単位以上・職業指導4単位・各教科の指導法4単位 計34単位以上を修得すること。

機械知能工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論 (2) 機械設計製図 (2) 機械知能工学実験Ⅰ (2) 材料工学 (2) ◎基礎工業力学 (2) 基礎材料力学 (2) ◎機械設計学 (2) 基礎熱力学 (2) 基礎流体力学 (2) メカトロニクス基礎 (2) 制御工学 (2) メカノデザイン工作演習Ⅱ (2) メカノデザイン工作演習Ⅰ (2) ◎機械工作学 (2) 機構学 (2) 生産システム (2) 応用熱力学 (2) 環境エネルギー工学 (2) ◎自動車工学 (2) 計測学 (2) メカトロニクス総合 (2)
職業指導	◎工業系の職業指導 (2) ◎機械系の職業指導 (2)
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎工業科教育法(概論・理論) (2) ◎工業科教育法(実践・応用) (2)
最低修得単位数	34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

電気電子工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論 (2) プログラミング応用 (2) ◎電力・制御基礎工学 (2) ◎情報・通信基礎工学 (2) ◎電子・材料基礎工学 (2) 電気・電子基礎計測 (2) 通信システム概論 (2) 電気法規及び施設管理 (2) 電気機械設計製図 (2) ハードウェア工学 (2) ソフトウェア工学 (2) 電子機械工学 (2) 電磁エネルギー変換工学 (2) 電力発生工学 (2) 電力系統工学 (2) 電気電子材料工学 (2) 電子デバイス工学 (2) 集積デバイス工学 (2)
職業指導	◎工学系の職業指導 (2) ◎電気電子系の職業指導 (2)
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎工業科教育法(概論・理論) (2) ◎工業科教育法(実践・応用) (2)
最低修得単位数	34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

環境建設工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論 (2) 力学および演習 (3) 環境建設工学実験(土) (2) 環境建設工学設計製図(土) (2) 構造力学Iおよび演習 (3) 構造力学II (2) 水理学I(土) (2) 水理学II(土) (2) 地盤力学I(土) (2) 地盤力学II(土) (2) コンクリート工学 (2) 鉄筋コンクリート工学 (2) 環境工学I(土) (2) 環境工学II(土) (2) 地震工学I (2) コンクリートメンテナンス工学(土) (2) 鋼構造工学 (2) 環境の化学(土) (2) 環境保全工学(土) (2) 建築設計製図I(建) (2) 建築計画I(建) (2) 建築環境工学(建) (2) 建築設備(建) (2) 建築構法(建) (2) 建築材料学(建) (2) 建築法規(建) (2)
職業指導	◎職業指導I (2) ◎職業指導II (2)
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎工業科教育法(概論・理論) (2) ◎工業科教育法(実践・応用) (2)
最低修得単位数	34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

(土) は環境土木コースのみ履修可
(建) は建築コースのみ履修可

情報基盤工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論 (2) 符号理論 (2) 信号処理工学 (2) ◎ソフトウェア開発演習I (2) ◎ソフトウェア開発演習II (2) シミュレーション工学 (2) センサネットワーク工学 (2) 人工知能 (2) デジタル回路設計 (2) ◎情報通信工学 (2) ◎通信システム工学 (2) ◎インターネット工学 (2) ◎電気電子計測 (2) ◎通信工学基礎I (2) 通信工学基礎演習 (1) ◎情報通信工学実験I (2) ◎情報通信工学実験II (2)
職業指導	◎工科系の職業指導 (2) ◎情報基盤系の職業指導 (2)
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎工業科教育法(概論・理論) (2) ◎工業科教育法(実践・応用) (2)
最低修得単位数	34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

Ⅷ 教職課程年間スケジュール表

○教育実習関係 □教務関係 ●免許状申請関係 ▲教員採用関係

年次	実施時期	行事及び手続等
1年次	4月	○教職課程ガイダンス
	4月上旬	○資格申請登録 □科目登録
2年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月	○教職課程ガイダンス
	5月中旬～	○履修カルテ登録（教職免許取得希望者は必須）
	10月下旬 （～11月上旬）	○教職課程ガイダンス（教育実習登録届・誓約書配付）
	11月上旬	○教育実習予定校連絡
	11月下旬	○教育実習登録届・誓約書提出
3年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月中旬	○資格申請登録者一覧掲示
	6月下旬	○教育実習校登録確認（教育実習依頼状・承諾書配付）
	7月上旬～	○教育実習予定校訪問（依頼状等持参）
	9月末日	○教育実習校からの受入承諾書締切
	10月中旬	○教育実習校からの受入承諾書（写）配付
	11月上旬	○教育実習事前指導1（教育実習必携配付）
	12月上旬	○教育実習ガイダンス（教育実習関係書類配付）
	1月中旬	○教育実習関係書類提出
	2月中旬	○教育実習事前指導2・3
	3月末 （～4月初旬）	○教育実習事前指導4
	4年次	3月下旬～
4月上旬		○教育実習費納入（教育実習日誌配付）
4月中旬		○資格申請登録者一覧掲示
5月上旬		○実習校訪問指導教員発表（指導教員との面談）
5月上旬		▲教育職員採用試験願書受付（各都道府県教育委員会）
5月中旬～		○教育実習（中学校3週間・高校2週間、時期は実習校により異なる）
7月中旬～		▲教育職員採用試験（第一次）（都道府県により異なる）
9月		▲教育職員採用試験（第二次）（ “ ” ）
9月～12月		○教育実習事後指導1
9月～1月		○教育実習事後指導2
10月下旬		▲教育職員採用試験結果発表
11月下旬 （～12月上旬）		●教員免許状一括申請ガイダンス（申請書類配付）
12月上旬		●教員免許状一括申請書類提出
2月中旬		□卒業生発表 ●教員免許状一括申請手数料納入
3月下旬		●教員免許状交付（卒業式）

- 主なものをあげているが、上記以外にも行事及び諸手続等が予定される。それについては、別途資格掲示版にて知らせる。
- 予定が変更になる場合もあるので、常に掲示板を注意して見ること。

〔平成29（2017）年度以降の入学生に適用〕

教職課程の履修について

教育職員免許状を取得するには

I 教職課程について

学校教育法第1条に定める幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員になるためには、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を有していなければならない。

この免許状は教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき文部科学省より認定を受けた大学の課程において、所定の科目の単位を修得し、基礎資格を有する者が、所轄の都道府県教育委員会に申請して授与される。

本学の教職課程は、将来教員になることを志望している学生を対象に開設されており、単に免許状の取得のみを目的とするような安易なものではない。

免許状を取得する場合は、卒業単位の他に修得しなければならない科目の単位が定められている。したがって、1年次より計画的に履修していくことが必要となり、当該年次に単位の修得ができない場合には翌年以降の履修が困難になることもありえるので、学科課程表及び本要項等を参照し、その内容を十分理解した上で教職課程の履修に臨むべきである。

わからないことがあれば、担当窓口で相談のこと。

なお、教職課程履修者は、年間スケジュール表にある全てのオリエンテーション（事前事後指導）及びガイダンスに出席する義務があり、正当な理由なく欠席をした場合には、教職課程の履修を放棄したものと扱われることがあるので注意すること。

II 免許状の種類及び教科

取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりである。

種 類		高等学校教諭一種免許状
学部学科		
工 学 部	機械知能工学科	工 業
	電気電子工学科	工 業
	環境建設工学科	工 業
	情報基盤工学科	工 業

Ⅲ 教育職員免許状を得るための資格

1. 免許状は規定の基礎資格を有し、所要単位を修得した者に授与される。本学においては次のとおりである。

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数				備考
		教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目 「介護体験実習」	合計	
高等学校教諭 一種免許状	学士の学位を有すること	27	32		59	

2. 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」についてそれぞれ2単位以上を修得しなければならず、各学科で定める必修科目については次のとおりである。

法規上の科目	授業科目	単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	スポーツ実技	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーションズ	2	
情報機器の操作	情報リテラシー	2	

Ⅳ 教職に関する科目

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の本学における授業科目、単位数及び履修方法は次のとおりである。

◎印は必修科目を示し、全科目必修である。

免許法施行規則の定める科目区分			授業科目	単位数	開講 年次
		科 目			
第2欄	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服装及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	◎現代教職論	2	1
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◎教育原理	4	1
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◎教育心理学	2	2
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	◎教育課程論	2	2
		・各教科の指導法	◎教科教育法Ⅰ (工業)	2	3
			◎教科教育法Ⅲ (工業)	2	3
		・特別活動の指導法	◎特別活動の理論と方法	2	3
		・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む)	◎教育方法	2	2
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	◎教育の相談と指導Ⅰ ◎教育の相談と指導Ⅱ	2 2	2 2
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法					
・進路指導の理論および方法					
第5欄	教育実習		◎教育実習Ⅰ	3	4
第6欄	教職実践演習		◎教職実践演習(中・高)	2	4

(注)「教職実践演習(中・高)」(4年次後期)の履修には、教職課程についての自らの学習履歴を記録する「履修カルテ」の作成が必要である。履修カルテの作成の仕方については、2年次はじめのガイダンスにて説明するが、それにしたがって速やかに自分の履修カルテを作成すること。2年次前期終了時点までに履修カルテを作成しない学生に対しては、教職課程の履修を認めないことがあるので、注意すること。

V 教科又は教職に関する科目

工業免許の取得にあたって特記する科目はない。

VI 介護体験実習

工業免許の取得にあたっては不要である。

VII 教育実習

「教育実習」とは、教員免許状取得に必修とされている「教職に関する科目」の1つであり、これからさき教職に就こうとしている学生が、教育の現場において実践経験を積むことによって、教師として求められる力を高めるために行われるものである。「教育実習」は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つから構成されている(後述の3.「教育実習の事前指導・事後指導」を参照)。教育実習は、教職課程における学習の総まとめの位置にある。希望する諸君が学習成果を存分に活かすためには、幅広い教養が必要となるので、日常生活の中でそれを身につけるよう努力してもらいたい。実習中は、学生でありながらも「教師」としての立場に立つことになるので、それにふさわしい言葉づかい・礼儀・服装などが要求される。事務担当窓口においても特に厳しい指導方針をもって諸君に接していくので十分留意して学生生活を過ごしてもらいたい。

1. 教育実習履修条件

- (1) 教育実習履修者はすべての教職課程ガイダンス及び教育実習事前指導に出席すること。
- (2) 3年次修了までに、教養教育科目及び外国語科目について卒業要件を満たす単位を取得し、かつ専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が100単位以上であること。ただし、教養教育科目及び外国語科目についての卒業要件から不足する単位が4単位までの者については、専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が110単位以上であること。

(3) 【工業の教員免許取得希望者の場合】

3年次までの「教職に関する科目」について、「教育原理」、「現代教職論」、「教育心理学」、「教育方法」、「教育の相談と指導Ⅰ」、「教育の相談と指導Ⅱ」、「教育課程論」、「特別活動の理論と方法」、「教科教育法Ⅰ(工業)」、「教科教育法Ⅲ(工業)」の10科目のうち8科目以上の単位を修得していること。ただし「教科教育法」については上記の2科目を履修し(放棄は認めない)、かつ1科目以上の単位を修得していること。

(注) 1. 交換留学あるいは認定留学によって教育実習履修条件を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会小委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

(注) 2. 3年次編入生で教育実習履修条件の(2)が満たせない学生については、教職課程センター運営委員会小委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

2. 教育実習の履修手続

教育実習を希望する場合は、2年次11月のガイダンスに出席し、教育実習登録届の提出・手続をすること。なお、教育実習先は原則として各自の出身高等学校とする。

3. 教育実習の事前指導・事後指導

教育実習は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つで構成されており、実践実習・事前指導・事後指導のすべてが完了して「教育実習」の単位となる。事前指導及び事後指導を受講しない場合、教育実習の単位認定ができないので、掲示板によって事前指導及び事後指導の開講時期を確認して、必ず受講すること。

①事前指導

事前指導1～4では、主に教育実習中の学習指導及び生徒指導の実践的諸課題について具体的に学ぶ。集中講

義形式で実施する。以下、各事前指導の内容、合計時間、実施時期の順に記す。

- ・事前指導1（教育実習オリエンテーション）：教育実習の目的：計150分：3年次10月か11月
- ・事前指導2：教育実習生体験談、生徒指導の在り方について：計360分：3年次2月
- ・事前指導3：学習指導（板書、発問、学習指導案作成等）：計360分：3年次2月
- ・事前指導4（教育実習オリエンテーション）：実習に向けた直前指導：計240分：3年次3月

②教育実習校における実践実習

実習が行われるのは4年次。前期に実施されることが多いが、実習校の都合により後期に実施されることもある。

③事後指導

実習校での実習が終了したら、教科毎に必ず事後指導を受けること。以下、事後指導1～2の内容、時間、実施時期の順に記す。

- ・事後指導1：教育実習の自己評価、実習の意義の再確認：90分：前期実習分は9月～10月、後期実習分は11月～12月
- ・事後指導2：教科指導の自己評価、実習の意義の再確認：90分：9月～1月

繰り返すが、事前指導・事後指導についても掲示板で開講時期を確認し、必ず受講すること。受講していない場合は、実習校での実践実習が終了していても「教育実習」の単位は認められない。

4. 麻疹（はしか）対策

指定された時期に抗体検査を受け、検査結果の結果書類のコピーを実習の1ヶ月前までに、各所属キャンパスの教務課または学務係に提出すること。抗体検査によって免疫が確認できない場合は、保護者並びに医療機関と相談の上、はしかの予防接種を受け、受けたことを確認できる書類を提出すること。

VIII 「教職実践演習（中・高）」の履修条件

- (1) 教職に関する科目「教育実習Ⅰ」を履修し、教育実習校における実習を前期に終える者、あるいは後期に実習予定の者であること。
- (2) 履修カルテへの、4年次前期までの所定（単位チェック・教師力チェック）の記入が完了していること。

IX 免許状申請について

教育職員免許状の申請を大学が取りまとめて行う手続き（一括申請）については、4年次の12月上旬にガイダンスを実施する。

X その他

在学中に一種免許状を取得し、大学院に進学し所定の単位を修得した場合、専修免許状の取得が可能となる。

XI 教科に関する科目

工業（高等学校教諭一種）

工業免許状を得ようとする場合、本学においては教育職員免許法附則11を適用しない。このため、工業の関係科目を開講科目より28単位以上・職業指導4単位 計32単位以上を修得すること。

機械知能工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論(2) 機械設計製図(2) 機械知能工学実験Ⅰ(2) 材料工学(2) ◎基礎工業力学(2) 基礎材料力学(2) ◎機械設計学(2) 基礎熱力学(2) 基礎流体工学(2) メカトロニクス基礎(2) 制御工学(2) メカノデザイン工作演習Ⅱ(2) メカノデザイン工作演習Ⅰ(2) ◎機械工学(2) 機械構造学(2) 生産システム(2) 応用熱力学(2) 環境エネルギー工学(2) ◎自動車工学(2) 計測(2) メカトロニクス総合(2)
職業指導	◎工業系の職業指導(2) ◎機械系の職業指導(2)
最低修得単位数	32単位

◎は免許状授与に要する必修科目

電気電子工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論(2) プログラミング応用(2) ◎電力・制御基礎工学(2) ◎情報・通信基礎工学(2) ◎電子・材料基礎工学(2) 電気・電子基礎計測(2) 通信システム概論(2) 電気法規及び施設管理(2) 電気機械設計製図(2) ハードウェア工学(2) ソフトウェア工学(2) 電子機械工学(2) 電磁エネルギー変換工学(2) 電力発生工学(2) 電力系統工学(2) 電気電子材料工学(2) 電子デバイス工学(2) 集積デバイス工学(2)
職業指導	◎工学系の職業指導(2) ◎電気電子系の職業指導(2)
最低修得単位数	32単位

◎は免許状授与に要する必修科目

環境建設工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論(2) 力学および演習(3) 環境建設工学実験(㊦)(2) 環境建設工学設計製図(㊦)(2) 構造力学Iおよび演習(3) 構造力学II(2) 水理学I(㊦)(2) 水理学II(㊦)(2) 地盤力学I(㊦)(2) 地盤力学II(㊦)(2) コンクリート工学(2) 鉄筋コンクリート工学(2) 環境工学I(㊦)(2) 環境工学II(㊦)(2) 地震工学I(2) コンクリートメンテナンス工学(㊦)(2) 鋼構造工学(2) 環境の化学(㊦)(2) 環境保全工学(㊦)(2) 建築設計製図I(㊦)(2) 建築計画I(㊦)(2) 建築環境工学(㊦)(2) 建築設計備(㊦)(2) 建築構法(㊦)(2) 建築材料学(㊦)(2) 建築法規(㊦)(2)
職業指導	◎職業指導 I(2) ◎職業指導 II(2)
最低修得単位数	32単位

◎は免許状授与に要する必修科目

(㊦)は環境土木コースのみ履修可
 (㊦)は建築コースのみ履修可

情報基盤工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論(2) 符号理論(2) 信号処理工学(2) ◎ソフトウェア開発演習I(2) ◎ソフトウェア開発演習II(2) シミュレーション工学(2) センサネットワーク工学(2) 人工知能(2) デジタル回路設計(2) ◎情報通信工学(2) ◎通信システム工学(2) ◎インターネット工学(2) ◎電気電子計測(2) ◎通信工学基礎I(2) 通信工学基礎演習(1) ◎情報通信工学実験I(2) ◎情報通信工学実験II(2)
職業指導	◎工科系の職業指導(2) ◎情報基盤系の職業指導(2)
最低修得単位数	32単位

◎は免許状授与に要する必修科目

XII. 教職課程年間スケジュール表

○教育実習関係 □教務関係 ●免許状申請関係 ▲教員採用関係

年次	実施時期	行事及び手続等
1年次	4月	○教職課程ガイダンス
	4月上旬	○資格申請登録 □科目登録
2年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月	○教職課程ガイダンス
	5月中旬～	○履修カルテ登録（教職免許取得希望者は必須）
	10月下旬 （～11月上旬）	○教職課程ガイダンス（教育実習登録届・誓約書配付）
	11月上旬	○教育実習予定校連絡
	11月下旬	○教育実習登録届・誓約書提出
3年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月中旬	○資格申請登録者一覧掲示
	6月下旬	○教育実習校登録確認（教育実習依頼状・承諾書配付）
	7月上旬～	○教育実習予定校訪問（依頼状等持参）
	9月末日	○教育実習校からの受入承諾書締切
	10月中旬	○教育実習校からの受入承諾書（写）配付
	11月上旬	○教育実習事前指導1（教育実習必携配付）
	12月上旬	○教育実習ガイダンス（教育実習関係書類配付）
	1月中旬	○教育実習関係書類提出
	2月中旬	○教育実習事前指導2・3
	3月末 （～4月初旬）	○教育実習事前指導4
	4年次	3月下旬～
4月上旬		○教育実習費納入（教育実習日誌配付）
4月中旬		○資格申請登録者一覧掲示
5月上旬		○実習校訪問指導教員発表（指導教員との面談）
5月上旬		▲教育職員採用試験願書受付（各都道府県教育委員会）
5月中旬～		○教育実習（中学校3週間・高校2週間、時期は実習校により異なる）
7月中旬～		▲教育職員採用試験（第一次）（都道府県により異なる）
9月		▲教育職員採用試験（第二次）（ ” ” ）
9月～12月		○教育実習事後指導1
9月～1月		○教育実習事後指導2
10月下旬		▲教育職員採用試験結果発表
11月下旬 （～12月上旬）		●教員免許状一括申請ガイダンス（申請書類配付）
12月上旬		●教員免許状一括申請書類提出
2月中旬		□卒業生発表 ●教員免許状一括申請手数料納入
3月下旬		●教員免許状交付（卒業式）

- ・主なものをあげているが、上記以外にも行事及び諸手続等が予定される。それについては、別途資格掲示版にて知らせる。
- ・予定が変更になる場合もあるので、常に掲示板を注意して見ること。

〔平成25（2013）～平成28（2016）年度の入学生に適用〕

教職課程の履修について

教育職員免許状を取得するには

I 教職課程について

学校教育法第1条に定める幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員になるためには、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を有していなければならない。

この免許状は教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき文部科学省より認定を受けた大学の課程において、所定の科目の単位を修得し、基礎資格を有する者が、所轄の都道府県教育委員会に申請して授与される。

本学の教職課程は、将来教員になることを志望している学生を対象に開設されており、単に免許状の取得のみを目的とするような安易なものではない。

免許状を取得する場合は、卒業単位の他に修得しなければならない科目の単位が定められている。したがって、1年次より計画的に履修していくことが必要となり、当該年次に単位の修得ができない場合には翌年以降の履修が困難になることもありえるので、学科課程表及び本要項等を参照し、その内容を十分理解した上で教職課程の履修に臨むべきである。

わからないことがあれば、担当窓口で相談のこと。

なお、教職課程履修者は、年間スケジュール表にある全てのオリエンテーション（事前事後指導）及びガイダンスに出席する義務があり、正当な理由なく欠席をした場合には、教職課程の履修を放棄したものと扱われることがあるので注意すること。

II 免許状の種類及び教科

取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりである。

学部学科		種 類	高等学校教諭一種免許状
工 学 部	機械知能工学科	工 業	
	電気情報工学科	工 業	
	電子工学科	工 業	
	環境建設工学科	工 業	

Ⅲ 教育職員免許状を得るための資格

1. 免許状は規定の基礎資格を有し、所要単位を修得した者に授与される。本学においては次のとおりである。

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数				備考
		教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目 「介護体験実習」	合計	
高等学校教諭 一種免許状	学士の学位を有すること	27	32		59	

2. 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」についてそれぞれ2単位以上を修得しなければならず、各学科で定める科目については次のとおりである。

法規上の科目	授業科目	単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	体育講義 スポーツ実技	2 2	いずれか1科目選択必修
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーションズ	2	
情報機器の操作	情報リテラシー	2	

Ⅳ 教職に関する科目

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の本学における授業科目、単位数及び履修方法は次のとおりである。

◎印は必修科目を示し、全科目必修である。

免許法施行規則の定める科目区分			授業科目	単位数	開講年次
		科目			
第2欄	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服装及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	◎現代教職論	2	1
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◎教育原理	4	1
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◎教育心理学	2	2
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	◎教育課程論	2	2
		・各教科の指導法	◎教科教育研究Ⅰ（工業）	2	3
			◎教科教育研究Ⅲ（工業）	2	3
		・特別活動の指導法	◎特別活動研究	2	3
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	◎教育方法	2	2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	◎教育の相談と指導Ⅰ ◎教育の相談と指導Ⅱ	2 2	2 2
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法					
・進路指導の理論および方法					
第5欄	教育実習		◎教育実習Ⅰ	3	4
第6欄	教職実践演習		◎教職実践演習（中・高）	2	4

（注）「教職実践演習（中・高）」（4年次後期）の履修には、教職課程についての自らの学習履歴を記録する「履修カルテ」の作成が必要である。履修カルテの作成の仕方については、2年次はじめのガイダンスにて説明するが、それにしたがって速やかに自分の履修カルテを作成すること。2年次前期終了時点までに履修カルテを作成しない学生に対しては、教職課程の履修を認めないことがあるので、注意すること。

V 教科又は教職に関する科目

工業免許の取得にあたって特記する科目はない。

VI 介護体験実習

工業免許の取得にあたっては不要である。

VII 教育実習

「教育実習」とは、教員免許状取得に必修とされている「教職に関する科目」の1つであり、これからさき教職に就こうとしている学生が、教育の現場において実践経験を積むことによって、教師として求められる力を高めるために行われるものである。「教育実習」は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つから構成されている(後述の3.「教育実習の事前指導・事後指導」を参照)。教育実習は、教職課程における学習の総まとめの位置にある。希望する諸君が学習成果を存分に活かすためには、幅広い教養が必要となるので、日常生活の中でそれを身につけるよう努力してもらいたい。実習中は、学生でありながらも「教師」としての立場に立つことになるので、それにふさわしい言葉づかい・礼儀・服装などが要求される。事務担当窓口においても特に厳しい指導方針をもって諸君に接していくので十分留意して学生生活を過ごしてもらいたい。

1. 教育実習履修条件

- (1) 教育実習履修者はすべての教職課程ガイダンス及び教育実習事前指導に出席すること。
- (2) 3年次修了までに、教養教育科目及び外国語科目について卒業要件を満たす単位を取得し、かつ専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が100単位以上であること。ただし、教養教育科目及び外国語科目についての卒業要件から不足する単位が4単位までの者については、専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が110単位以上であること。

(3) 【工業の教員免許取得希望者の場合】

3年次までの「教職に関する科目」について、「教育原理」、「現代教職論」、「教育心理学」、「教育方法」、「教育の相談と指導Ⅰ」、「教育の相談と指導Ⅱ」、「教育課程論」、「特別活動研究」、「教科教育研究Ⅰ(工業)」、「教科教育研究Ⅲ(工業)」の10科目のうち8科目以上の単位を修得していること。ただし「教科教育研究」については上記の2科目を履修し(放棄は認めない)、かつ1科目以上の単位を修得していること。

(注) 1. 交換留学あるいは認定留学によって教育実習履修条件を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会小委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

(注) 2. 3年次編入生で教育実習履修条件の(2)が満たせない学生については、教職課程センター運営委員会小委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

2. 教育実習の履修手続

教育実習を希望する場合は、2年次11月のガイダンスに出席し、教育実習登録届の提出・手続をすること。なお、教育実習先は原則として各自の出身高等学校とする。

3. 教育実習の事前指導・事後指導

教育実習は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つで構成されており、実践実習・事前指導・事後指導のすべてが完了して「教育実習」の単位となる。事前指導及び事後指導を受講しない場合、教育実習の単位認定ができないので、掲示板によって事前指導及び事後指導の開講時期を確認して、必ず受講すること。

①事前指導

事前指導1～4では、主に教育実習中の学習指導及び生徒指導の実践的諸課題について具体的に学ぶ。集中講

義形式で実施する。以下、各事前指導の内容、合計時間、実施時期の順に記す。

- ・事前指導1（教育実習オリエンテーション）：教育実習の目的：計150分：3年次10月か11月
- ・事前指導2：教育実習生体験談、生徒指導の在り方について：計360分：3年次2月
- ・事前指導3：学習指導（板書、発問、学習指導案作成等）：計360分：3年次2月
- ・事前指導4（教育実習オリエンテーション）：実習に向けた直前指導：計240分：3年次3月

②教育実習校における実践実習

実習が行われるのは4年次。前期に実施されることが多いが、実習校の都合により後期に実施されることもある。

③事後指導

実習校での実習が終了したら、教科毎に必ず事後指導を受けること。以下、事後指導1～2の内容、時間、実施時期の順に記す。

- ・事後指導1：教育実習の自己評価、実習の意義の再確認：90分：前期実習分は9月～10月、後期実習分は11月～12月
- ・事後指導2：教科指導の自己評価、実習の意義の再確認：90分：9月～1月

繰り返すが、事前指導・事後指導についても掲示板で開講時期を確認し、必ず受講すること。受講していない場合は、実習校での実践実習が終了していても「教育実習」の単位は認められない。

4. 麻疹（はしか）対策

指定された時期に抗体検査を受け、検査結果の結果書類のコピーを実習の1ヶ月前までに、各所属キャンパスの教務課または学務係に提出すること。抗体検査によって免疫が確認できない場合は、保護者並びに医療機関と相談の上、はしかの予防接種を受け、受けたことを確認できる書類を提出すること。

VIII 「教職実践演習（中・高）」の履修条件

- (1) 教職に関する科目「教育実習Ⅰ」を履修し、教育実習校における実習を前期に終える者、あるいは後期に実習予定の者であること。
- (2) 履修カルテへの、4年次前期までの所定（単位チェック・教師力チェック）の記入が完了していること。

IX 免許状申請について

教育職員免許状の申請を大学が取りまとめて行う手続き（一括申請）については、4年次の12月上旬にガイダンスを実施する。

X その他

在学中に一種免許状を取得し、大学院に進学し所定の単位を修得した場合、専修免許状の取得が可能となる。

XI 教科に関する科目

工業（高等学校教諭一種）

工業免許状を得ようとする場合、本学においては教育職員免許法附則11を適用しない。このため、工業の関係科目を開講科目より28単位以上・職業指導4単位 計32単位以上を修得すること。

機械知能工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論(2) 機械設計製図(2) 機械知能工学実験Ⅰ(2) 材料工学(2) ◎基礎工業力学(2) 基礎材料力学(2) ◎機械設計学(2) 基礎熱力学(2) 基礎流体工学(2) メカトロニクス基礎(2) 制御工学(2) メカノデザイン工作演習Ⅱ(2) メカノデザイン工作演習Ⅰ(2) ◎機械工作学(2) 機械構造学(2) 生産システム(2) 応用熱力学(2) 環境エネルギー工学(2) ◎自動車工学(2) 計測学(2) メカトロニクス総合(2)
職業指導	◎工業系の職業指導(2) ◎機械系の職業指導(2)
最低修得単位数	32単位

◎は免許状授与に要する必修科目

電気情報工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論(2) アナログ電子回路(2) 電磁エネルギー変換工学(2) パワーエレクトロニクス(2) 電力発生工学(2) 電力系統工学(2) 電気機械設計製図(2) 電気法規及び施設管理(2) 基礎情報工学(2) 実践工業数学(2) シミュレーション概論(2) デジタル電子回路基礎(2) デジタル電子回路設計(2) システム工学(2) 通信システム工学(2) ネットワークプログラミング(2) マルチメディア工学(2)
職業指導	◎工学系の職業指導(2) ◎電気情報系の職業指導(2)
最低修得単位数	32単位

◎は免許状授与に要する必修科目

電子工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論(2) 電子工学実験Ⅰ(2) 電子工学実験Ⅱ(2) 組込電子システムプログラミング(1) ◎アナログ電子回路学(2) ◎計測センサー工学(2) 電子デバイス工学(2) 集積回路工学(2) 電子物性工学(2) デジタル信号処理(2) アクチュエータ制御工学(2) 組込通信制御プログラミング(1) 電子材料工学(2) 機能性材料工学(2) ◎デジタル電子回路学(2) 音響エレクトロニクス(2) 電子情報工学(2) ◎電気・電子工学概論(2) 電子情報工学演習(1)
職業指導	◎工科系の職業指導(2) ◎電子系の職業指導(2)
最低修得単位数	32単位

◎は免許状授与に要する必修科目

環境建設工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論(2) 力学および演習(3) 環境建設工学実験(±)(2) 環境建設工学設計製図(±)(2) 構造力学Ⅰおよび演習(3) 構造力学Ⅱ(2) 水理学Ⅰ(±)(2) 水理学Ⅱ(±)(2) 地盤力学Ⅰ(±)(2) 地盤力学Ⅱ(±)(2) コンクリート工学(2) 鉄筋コンクリート工学(2) 環境工学Ⅰ(±)(2) 環境工学Ⅱ(±)(2) 地震工学Ⅰ(2) コンクリートメンテナンス工学(±)(2) 鋼構造(2) 環境の化学(±)(2) 環境保全工学(±)(2) 建築設計製図Ⅰ(±)(2) 建築計画Ⅰ(±)(2) 建築環境工学(±)(2) 建築設備(±)(2) 建築構法(±)(2) 建築材料学(±)(2) 建築法規(±)(2)
職業指導	◎職業指導Ⅰ(2) ◎職業指導Ⅱ(2)
最低修得単位数	32単位

◎は免許状授与に要する必修科目

(±)は環境土木コースのみ履修可
 (±)は建築コースのみ履修可

XII. 教職課程年間スケジュール表 ※工学部〈平成25年（2013）年度以降の入学生〉

○教育実習関係 □教務関係 ●免許状申請関係 ▲教員採用関係

年次	実施時期	行事及び手続等
1年次	4月	○教職課程ガイダンス
	4月上旬	□科目登録
2年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月	○教職課程ガイダンス
	5月中旬～	○履修カルテ登録（教職免許取得希望者は必須）
	10月下旬 （～11月上旬）	○教職課程ガイダンス（教育実習登録届・誓約書配付）
	11月上旬	○教育実習予定校連絡
	11月下旬	○教育実習登録届・誓約書提出
3年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月中旬	○資格申請登録者一覧掲示
	6月下旬	○教育実習校登録確認（教育実習依頼状・承諾書配付）
	7月上旬～	○教育実習予定校訪問（依頼状等持参）
	9月末日	○教育実習校からの受入承諾書締切
	10月中旬	○教育実習校からの受入承諾書（写）配付
	11月上旬	○教育実習事前指導1（教育実習必携配付）
	12月上旬	○教育実習ガイダンス（教育実習関係書類配付）
	1月中旬	○教育実習関係書類提出
	2月中旬	○教育実習事前指導2・3
	3月末 （～4月初旬）	○教育実習事前指導4
	4年次	3月下旬～
4月上旬		○教育実習費納入（教育実習日誌配付）
4月中旬		○資格申請登録者一覧掲示
5月上旬		○実習校訪問指導教員発表（指導教員との面談）
5月上旬		▲教育職員採用試験願書受付（各都道府県教育委員会）
5月中旬～		○教育実習（中学校3週間・高校2週間、時期は実習校により異なる）
7月中旬～		▲教育職員採用試験（第一次）（都道府県により異なる）
9月		▲教育職員採用試験（第二次）（ " " ）
9月～12月		○教育実習事後指導1
9月～1月		○教育実習事後指導2
10月下旬		▲教育職員採用試験結果発表
11月下旬 （～12月上旬）		●教員免許状一括申請ガイダンス（申請書類配付）
12月上旬		●教員免許状一括申請書類提出
2月中旬		□卒業生発表 ●教員免許状一括申請手数料納入
3月下旬		●教員免許状交付（卒業式）

- 主なものをあげているが、上記以外にも行事及び諸手続等が予定される。それについては、別途資格掲示版にて知らせる。
- 予定が変更になる場合もあるので、常に掲示板を注意して見ること。

〔平成24（2012）年度以前の入学生に適用〕

教職課程の履修について

教育職員免許状を取得するには

I 教職課程について

学校教育法第1条に定める幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員になるためには、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を有していなければならない。

この免許状は教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき文部科学省より認定を受けた大学の課程において、所定の科目の単位を修得し、基礎資格を有する者が、所轄の都道府県教育委員会に申請して授与される。

本学の教職課程は、将来教員になることを志望している学生を対象に開設されており、単に免許状の取得のみを目的とするような安易なものではない。

免許状を取得する場合は、卒業単位の他に修得しなければならない科目の単位が定められている。したがって、1年次より計画的に履修していくことが必要となり、当該年次に単位の修得ができない場合には翌年以降の履修が困難になることもありえるので、学科課程表及び本要項等を参照し、その内容を十分理解した上で教職課程の履修に臨むべきである。

わからないことがあれば、担当窓口で相談のこと。

なお、教職課程履修者は、年間スケジュール表にある全てのオリエンテーション（事前事後指導）及びガイダンスに出席する義務があり、正当な理由なく欠席をした場合には、教職課程の履修を放棄したものと扱われることがあるので注意すること。

II 免許状の種類及び教科

取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりである。

学部学科		種 類	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
工 学 部	機械知能工学科	数 学	数 学 ・ 工 業
	電気情報工学科	数 学	数 学 ・ 工 業 ・ 情 報
	電 子 工 学 科	数 学 ・ 理 科	数 学 ・ 理 科 ・ 工 業
	環境建設工学科	数 学	数 学 ・ 工 業

Ⅲ 教育職員免許状を得るための資格

1. 免許状は規定の基礎資格を有し、所要単位を修得した者に授与される。本学においては次のとおりである。

〈平成22（2010）年度以降の入学生に適用〉

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数				備考
		教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目「介護体験実習」	合計	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	33	24	2	59	
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	29 (※27) ※工業・情報	30 (※32) ※工業・情報		59 (※59) ※工業・情報	教職に関する科目について所定の単位を超えて修得、及び「介護体験実習」2単位を修得した場合には、その単位数分は教科に関する科目に充てることができる。ただし、他教科の「教科教育研究」及び「道徳教育研究」の単位を充ててはできない。

〈平成19（2007）年度から平成21（2009）年度までの入学生に適用〉

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数				備考
		教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目「介護体験実習」	合計	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	31	26	2	59	
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	25	34		59	教職に関する科目について所定の単位を超えて修得、及び「介護体験実習」2単位を修得した場合には、その単位数分は教科に関する科目に充てることができる。ただし、他教科の「教科教育研究」及び「道徳教育研究」の単位を充ててはできない。

2. 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」についてそれぞれ2単位以上を修得しなければならず、各学科で定める科目については次のとおりである。

法規上の科目	授業科目	単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	体育講義 スポーツ実技	2 2	いずれか1科目選択必修
外国語コミュニケーション	英会話	2	
情報機器の操作	コンピュータ基礎	2	

Ⅳ 教職に関する科目

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の本学における授業科目、単位数及び履修方法は次のとおりである。

中学校及び高等学校とも◎印は必修科目となる。

〈平成22（2010）年度以降の入学生に適用〉

免許法施行規則の定める科目区分			授業科目	単位数	開講年次
		科目			
第2欄	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服装及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	◎現代教職論	2	1
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◎教育原理	4	1
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◎教育心理学	2	2
		・教育課程の意義及び編成の方法	◎教育課程論	2	2
		・各教科の指導法	◎教科教育研究Ⅰ (理科) (数学) (情報) (工業)	2	2
			◎教科教育研究Ⅱ (理科) (数学)	2	3
			◎教科教育研究Ⅲ (理科) (数学) (情報) (工業)	2	3
			教科教育研究Ⅳ (理科) (数学)	2	3
		・道徳の指導法	☆道徳教育研究	2	2
		・特別活動の指導法	◎特別活動研究	2	3
		・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む)	◎教育方法	2	2
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	◎教育の相談と指導Ⅰ ◎教育の相談と指導Ⅱ	2 2
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法					
・進路指導の理論および方法					
第5欄	教育実習	◎教育実習Ⅰ ☆教育実習Ⅱ	3 2	4 4	
第6欄	教職実践演習	◎教職実践演習(中・高)	2	4	

(注) 1. ☆印の「道徳教育研究」は中学校の必修科目となり、高等学校の選択科目に充てることはできない。

2. 「教育実習Ⅰ」は中学校及び高等学校に必修。

☆印の「教育実習Ⅱ」は中学校のみ必修となり、高等学校では選択となる。

3. 「教職実践演習（中・高）」（4年次後期）の履修には、教職課程についての自らの学習履歴を記録する「履修カルテ」の作成が必要である。履修カルテの作成の仕方については、2年次はじめのガイダンスにて説明するが、それにしたがって速やかに自分の履修カルテを作成すること。2年次前期終了時点までに履修カルテを作成しない学生に対しては、教職課程の履修を認めないことがあるので、注意すること。
4. 「教科教育研究」は取得する免許教科にあわせて、「Ⅰ」、「Ⅱ」及び「Ⅲ」の6単位を、情報と工業では「Ⅰ」及び「Ⅲ」の4単位を修得のこと。
5. 「教職実践演習（中・高）」の履修には、教職課程についての自らの学習履歴を記録する「履修カルテ」（本学では2年次から開始）の作成が必要である。履修カルテの作成の仕方については、2年次はじめのガイダンスにて説明する。

〈平成19（2007）年度から平成21（2009）年度までの入学生に適用〉

免許法施行規則に定める区分			対応する開設授業科目	単位数	開 講 年 次
	科 目				
第2欄	教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 	◎現代教職論	2	4
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	◎教育原理	4	1
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的、制度又は経営的事項 			
第4欄	教育課程及び指導方法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 	◎教科教育研究Ⅰ (理科) (数学) (情報) (工業)	2	3
		<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導法 	☆教科教育研究Ⅱ (理科) (数学)	2	3
			◎教科教育研究Ⅲ (理科) (数学) (情報) (工業)	2	3
			教科教育研究Ⅳ (理科) (数学)	2	3
		<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の指導法 	☆道徳教育研究	2	2
		<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動の指導法 	◎特別活動研究	2	3
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) 	◎教育方法	2	2
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 	◎教育の相談と指導Ⅰ ◎教育の相談と指導Ⅱ	2 2	2 2
<ul style="list-style-type: none"> 教育の相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 					
<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導の理論及び方法 					
第5欄	総合演習		◎総合演習	2	4
第6欄	教育実習		◎教育実習Ⅰ	3	4
			☆教育実習Ⅱ	2	4

(注) 1. ☆印の「道徳教育研究」は中学校の必修科目となり、高等学校の選択科目に充てることはできない。

2. 「教育実習Ⅰ」は中学校及び高等学校に必修。
☆印の「教育実習Ⅱ」は中学校のみ必修となり、高等学校では選択となる。
3. 「教科教育研究」は取得する免許教科にあわせて、中学校は「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」の6単位を修得、高等学校では☆印の「Ⅱ」が選択となる。
情報と工業では「Ⅰ」「Ⅲ」の4単位を修得のこと。
4. 平成22年度「教職実践演習」開設に伴う平成21年度以前入学生への対応について（教育職員免許法施行細則の改正による）
平成21年度以前入学生が、平成24年度まで（平成25年3月31日まで）に「総合演習」の単位を修得した場合は、「教職実践演習」の単位を修得することを要しない。しかし、平成21年度以前入学生が平成25年度以降に「総合演習」を修得しても、教職に関する科目の最低修得単位数を満たさずに卒業した場合には、この単位は無効となり「教職実践演習」を新たに修得しなければならなくなるので、「総合演習」は平成24年度までに修得しておくこと。

V 教科又は教職に関する科目

中学校の免許状を取得する場合は、「介護体験実習」の2単位を修得すること。

施行規則に定める区分	授業科目	単位数	備考
教科又は教職に関する科目	介護体験実習	2	中学校教諭一種免許状取得に必修

VI 介護体験実習

中学校の免許状を取得する場合に7日間の介護等の体験が必要とされ、本学においては、事前・事後指導も含めた授業科目として「介護体験実習」を開設し、それに充てている。

1. 介護体験実習の概要

特別支援学校（視覚支援・聴覚支援・知的支援、肢体等支援、病弱支援）で2日間、社会福祉施設（老人・児童・障害者福祉施設等）で5日間、併せて7日間の体験が必要になり、その内容は介護・介助・障害者の話し相手や散歩の付き添い等の交流、掃除・洗濯等の施設職員の業務補助等である。体験に際し、実習費のほかにも経費がかかることがある。実習費の納入については、別途指示する。また、5月に事前指導、夏休み中に集中講義を行なうので、必ず出席すること。

2. 履修手続

- (1) 介護体験実習を希望する場合は、介護体験実習登録届を提出すること。なお、体験実習先については、希望者の届出を受けて宮城県教育委員会及び宮城県社会福祉協議会において調整の上決定する。
- (2) 4月の科目登録の際には、集中講義の「介護体験実習」を必ず登録すること。
- (3) オリエンテーション及びガイダンス
社会福祉施設等の基本的知識と体験に際しての心構え等を身につけるためのオリエンテーション及び実習登録のためのガイダンスを実施するので、希望者は必ず出席すること。

VII 教育実習

「教育実習」とは、教員免許状取得に必修とされている「教職に関する科目」の1つであり、これからさき教職に就こうとしている学生が、教育の現場において実践経験を積むことによって、教師として求められる力を高めるために行われるものである。「教育実習」は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つから構成されている

(後述の3.「教育実習の事前指導・事後指導」を参照)。教育実習は、教職課程における学習の総まとめの位置にある。希望する諸君が学習成果を存分に活かすためには、幅広い教養が必要となるので、日常生活の中でそれを身につけるよう努力してもらいたい。実習中は、学生でありながらも「教師」としての立場に立つことになるので、それにふさわしい言葉づかい・礼儀・服装などが要求される。事務担当窓口においても特に厳しい指導方針をもって諸君に接していくので十分留意して学生生活を過ごしてもらいたい。

1. 教育実習履修条件

(平成23年度入学生より)

- (1) 教育実習履修者はすべての教職課程ガイダンス及び教育実習事前指導に出席すること。
- (2) 3年次修了までに、教養教育科目及び外国語科目について卒業要件を満たす単位を取得し、かつ専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が100単位以上であること。ただし、教養教育科目及び外国語科目についての卒業要件から不足する単位が4単位までの者については、専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が110単位以上であること。

(3) 【英語・数学・理科・宗教(中学)の教員免許取得希望者の場合】

3年次までの「教職に関する科目」について、「教育原理」(人間科学科については「教育学基礎論A」「教育学基礎論B」)、「現代教職論」、「教育心理学」、「教育方法」(人間科学科については「教育工学」)、「道徳教育研究」、「教育の相談と指導Ⅰ」、「教育の相談と指導Ⅱ」、「教育課程論」、「特別活動研究」、「教科教育研究Ⅰ〔実習教科〕」、「教科教育研究Ⅱ〔実習教科〕」、「教科教育研究Ⅲ〔実習教科〕」の12科目のうち10科目以上(高等学校教育免許のみの希望者で「道徳教育研究」を履修していない者については11科目のうち9科目以上)の単位を修得していること。ただし「教科教育研究」については上記の3科目を履修し(放棄は認めない)、かつ2科目以上の単位を修得していること。なお、人間科学科については「教育学基礎論A」「教育学基礎論B」をあわせて1科目とみなす。

【商業・工業・宗教(高校)・情報の教員免許取得希望者の場合】

3年次までの「教職に関する科目」について、「教育原理」、「現代教職論」、「教育心理学」、「教育方法」、「教育の相談と指導Ⅰ」、「教育の相談と指導Ⅱ」、「教育課程論」、「特別活動研究」、「教科教育研究Ⅰ〔実習教科〕」、「教科教育研究Ⅲ〔実習教科〕」の10科目のうち8科目以上の単位を修得していること。ただし「教科教育研究」については上記の2科目を履修し(放棄は認めない)、かつ1科目以上の単位を修得していること。

(注) 交換留学あるいは認定留学によって教育実習履修条件を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会小委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

(平成22年度入学生)

- (1) 教育実習履修者はすべての教職課程ガイダンス及びオリエンテーション(教育実習事前指導)に出席すること。
- (2) 3年次修了までに、教養教育科目及び外国語科目について卒業要件を満たす単位を取得し、かつ専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が100単位以上であること。ただし、教養教育科目及び外国語科目についての卒業要件から不足する単位が4単位までの者については、専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が110単位以上であること。

(3) 【英語・数学・理科・宗教(中学)の教員免許取得希望者の場合】

3年次までの「教職に関する科目」について、「教育原理」(人間科学科については「教育学基礎論A」「教育学基礎論B」)、「現代教職論」、「教育心理学」、「教育方法」、「道徳教育研究」「教育の相談と指導Ⅰ」、「教育の相談と指導Ⅱ」、「教育課程論」、「特別活動研究」、「教科教育研究Ⅰ〔実習教科〕」、「教科教育研究Ⅱ〔実習教科〕」、「教科教育研究Ⅲ〔実習教科〕」の12科目のうち10科目以上(高等学校教育免許のみの希望者で「道徳教育研究」を履修していない者については11科目のうち9科目以上)の単位を修得していること。

ただし「教科教育研究」については上記の3科目を履修し（放棄は認めない）、かつ2科目以上の単位を修得していること。なお、人間科学科については「教育学基礎論A」「教育学基礎論B」をあわせて1科目とみなす。

【商業・工業・宗教（高校）・情報の教員免許取得希望者の場合】

3年次までの「教職に関する科目」について、「教育原理」、「現代教職論」、「教育心理学」、「教育方法」、「教育の相談と指導Ⅰ」、「教育の相談と指導Ⅱ」、「教育課程論」、「特別活動研究」、「教科教育研究Ⅰ〔実習教科〕」、「教科教育研究Ⅲ〔実習教科〕」の10科目のうち8科目以上の単位を修得していること。ただし「教科教育研究」については上記の2科目を履修し（放棄は認めない）、かつ1科目以上の単位を修得していること。

(注) 交換留学あるいは認定留学によって教育実習履修条件を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会小委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

(平成19年度入学生より)

- (1) 教育実習履修者はすべての教職課程ガイダンス及びオリエンテーション（教育実習事前指導）に出席すること。
- (2) 3年次修了までに、教養教育科目及び外国語科目について卒業要件を満たす単位を取得し、かつ専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が100単位以上であること。ただし、教養教育科目及び外国語科目についての卒業要件から不足する単位が4単位までの者については、専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が110単位以上であること。
- (3) 3年次までの「教職に関する科目」について、「教育原理」（人間科学科については「教育学基礎論A」「教育学基礎論B」）、「教育心理学」、「教育方法」、「道德教育研究」、「教育の相談と指導Ⅰ」、「教育の相談と指導Ⅱ」、「特別活動研究」、「教科教育研究Ⅰ〔実習教科〕」（公民については「教科教育研究Ⅱ」）、「教科教育研究Ⅲ〔実習教科〕」の9科目のうち7科目以上（高等学校教員免許のみの希望者で「道德教育研究」を履修していない者については8科目のうち6科目以上）の単位を修得していること。ただし「教科教育研究」については上記の2科目を履修し（放棄は認めない）、かつ1科目以上の単位を修得していること。（なお、人間科学科については「教育学基礎論A」「教育学基礎論B」をあわせて1科目とみなす）

(注) 交換留学あるいは認定留学によって教育実習履修条件を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会小委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

2. 教育実習の履修手続

教育実習を希望する場合は、2年次11月のガイダンスに出席し、1月に教育実習登録届の提出・手続をすること。なお、教育実習先は原則として各自の出身中学校又は出身高等学校とする。

3. 教育実習の事前指導・事後指導

教育実習は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つで構成されており、実践実習・事前指導・事後指導のすべてが完了して「教育実習」の単位となる。事前指導及び事後指導を受講しない場合、教育実習の単位認定ができないので、掲示板によって事前指導及び事後指導の開講時期を確認して、必ず受講すること。

①事前指導

事前指導1～4では、主に教育実習中の学習指導及び生徒指導の実践的諸課題について具体的に学ぶ。集中講義形式で実施する。以下、各事前指導の内容、合計時間、実施時期の順に記す。

- ・事前指導1（教育実習オリエンテーション）：教育実習の目的：計150分：3年次10月から11月
- ・事前指導2：教育実習生体験談、生徒指導の在り方について：計360分：3年次2月
- ・事前指導3：学習指導（板書、発問、学習指導案作成等）：計360分：3年次2月
- ・事前指導4（教育実習オリエンテーション）：実習に向けた直前指導：計240分：3年次3月

②教育実習校における実践実習

実習が行われるのは4年次。前期に実施されることが多いが、実習校の都合により後期に実施されることもある。

③事後指導

実習校での実習が終了したら、教科毎に必ず事後指導を受けること。以下、事後指導1～2の内容、時間、実施時期の順に記す。

・事後指導1：教育実習の自己評価、実習の意義の再確認：90分：前期実習分は9月～10月、後期実習分は11月～12月

・事後指導2：教科指導の自己評価、実習の意義の再確認：90分：9月～1月

繰り返すが、事前指導・事後指導についても掲示板で開講時期を確認し、必ず受講すること。受講していない場合は、実習校での実践実習が終了していても「教育実習」の単位は認められない。

4. 麻疹（はしか）対策

指定された時期に抗体検査を受け、検査結果の結果書類のコピーを実習の1ヶ月前までに、各所属キャンパスの教務課または学務係に提出すること。抗体検査によって免疫が確認できない場合は、保護者並びに医療機関と相談の上、はしかの予防接種を受け、受けたことを確認できる書類を提出すること。

VIII 「教職実践演習（中・高）」の履修条件

- (1) 教職に関する科目「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」（高等学校教員免許のみの希望者は「教育実習Ⅰ」）を履修し、教育実習校における実習を前期に終える者、あるいは後期に実習予定の者であること。
- (2) 履修カルテへの、4年次前期までの所定（単位チェック・教師力チェック）の記入が完了していること。

IX 免許状申請について

教育職員免許状の申請を大学が取りまとめて行う手続き（一括申請）については、4年次の12月上旬にガイダンスを実施する。

X その他

- (1) 在学中に一種免許状を取得し、大学院に進学し所定の単位を修得した場合、専修免許状の取得が可能となる。
- (2) 小学校教諭一種免許状の取得について

本学では、聖徳大学（千葉県松戸市）との協定により、在学中に小学校教諭一種免許状が取得できる「小学校教諭一種免許状取得支援プログラム」（以下、本プログラムという。）を実施している。

本プログラムは本学において中学校教諭一種免許状取得を出願条件として、2年次から4年次までの3年間、聖徳大学（通信教育部）の通信科目及びスクーリング科目等を修得する。

定員は全学科あわせて約20名となり、学内選考の上決定されるが、参加に際しては、別途学納金が必要になる。具体的な修得方法等については、概要説明会を10月中旬に開催し、募集説明会を3月に開催する予定である（いずれも1年生のみ対象）。

XI 教科に関する科目

数学（中学校・高等学校教諭一種）

機械知能工学科 〈平成19（2007）年度以降の入学生に適用〉

法規上の科目	授業科目及び単位数
代 数 学	線形代数学Ⅱ(2) ◎代数学Ⅱ(2) ◎代数学Ⅱ(1) ◎代数学Ⅰ(1) ◎代数学Ⅰ(2) ◎代数学Ⅱ(1)
幾 何 学	◎幾何学Ⅱ(2) ◎幾何学Ⅱ(1) ◎幾何学Ⅰ(1) ◎幾何学Ⅰ(2)
解 析 学	微分積分学Ⅱ(2) ◎微分積分学Ⅱ(2) ◎微分積分学Ⅰ(2) ◎微分積分学Ⅲ(2) ◎微分積分学Ⅳ(2) ◎微分積分学Ⅱ(2) ◎微分積分学Ⅰ(1) ◎微分積分学Ⅱ(1) ◎ベクトル解析Ⅱ(2) ◎ベクトル解析Ⅰ(2) ◎ベクトル解析Ⅲ(2) ◎ベクトル解析Ⅳ(2) ◎解析学Ⅱ(2) ◎解析学Ⅰ(1) ◎解析学Ⅱ(1)
「確率論、統計学」	◎応用統計学Ⅰ(2) ◎応用統計学Ⅱ(2)
コ ン ピ ュ ー タ	◎プログラミングⅡ(2) ◎数値解析法Ⅱ(2) ◎コンピュータ応用Ⅱ(2)
最低修得単位数	中学校 26単位 高等学校 34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

電気情報工学科 〈平成19（2007）年度以降の入学生に適用〉

法規上の科目	授業科目及び単位数
代 数 学	線形代数学Ⅱ(2) ◎代数学Ⅱ(2) ◎代数学Ⅱ(1) ◎代数学Ⅰ(1) ◎代数学Ⅰ(2) ◎代数学Ⅱ(1)
幾 何 学	◎幾何学Ⅱ(2) ◎幾何学Ⅱ(1) ◎幾何学Ⅰ(1) ◎幾何学Ⅰ(2)
解 析 学	微分積分学Ⅱ(2) ◎微分積分学Ⅱ(2) ◎微分積分学Ⅰ(2) ◎微分積分学Ⅲ(2) ◎微分積分学Ⅳ(2) ◎微分積分学Ⅱ(2) ◎微分積分学Ⅰ(1) ◎微分積分学Ⅱ(1) ◎ベクトル解析Ⅱ(2) ◎ベクトル解析Ⅰ(2) ◎ベクトル解析Ⅲ(2) ◎ベクトル解析Ⅳ(2) ◎解析学Ⅱ(2) ◎解析学Ⅰ(1) ◎解析学Ⅱ(1)
「確率論、統計学」	◎応用統計学Ⅰ(2) ◎応用統計学Ⅱ(2)
コ ン ピ ュ ー タ	◎数値解析法Ⅱ(2)
最低修得単位数	中学校 26単位 高等学校 34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

電子工学科 <平成19（2007）年度以降の入学生に適用>

法規上の科目	授業科目及び単位数
代 数 学	線形代数学Ⅱ(2) ◎代数学Ⅱ(2) ◎代数学Ⅱ(1) ◎代数学Ⅱ(1)
幾 何 学	◎幾何学Ⅰ(2) ◎幾何学Ⅰ(1) ◎幾何学Ⅱ(2) ◎幾何学Ⅱ(1)
解 析 学	微分積分学Ⅰ(2) 微分積分学Ⅱ(2) 微分積分学Ⅲ(2) 微分積分学Ⅳ(2) ◎解析学Ⅰ(2) ◎解析学Ⅱ(2) ◎解析学Ⅱ(1) ◎解析学Ⅱ(1)
「確率論、統計学」	◎応用統計学Ⅰ(2) 応用統計学Ⅱ(2)
コ ン ピ ュ ー タ	◎数値解析法(2) 数値解析シミュレーション(2)
最低修得単位数	中学校 26単位 高等学校 34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

環境建設工学科 <平成19（2007）年度以降の入学生に適用>

法規上の科目	授業科目及び単位数
代 数 学	線形代数学Ⅱ(2) 工学系線形代数学Ⅱ(2) ◎代数学Ⅱ(2) ◎代数学Ⅱ(1) ◎代数学Ⅱ(1)
幾 何 学	◎幾何学Ⅰ(2) ◎幾何学Ⅰ(1) ◎幾何学Ⅱ(2) ◎幾何学Ⅱ(1)
解 析 学	微分積分学Ⅰ(2) 微分積分学Ⅱ(2) 微分積分学Ⅲ(2) ◎解析学Ⅰ(2) ◎解析学Ⅱ(2) ◎解析学Ⅱ(1) ◎解析学Ⅱ(1)
「確率論、統計学」	確率統計学Ⅱ(2) ◎応用統計学Ⅰ(2)
コ ン ピ ュ ー タ	◎プログラミング演習Ⅰ(1) プログラミング演習Ⅱ(1) 地理情報工学(2)
最低修得単位数	中学校 26単位 高等学校 34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

理科（中学校教諭一種）

電子工学科 〈平成19（2007）年度以降の入学生に適用〉

法規上の科目	授業科目及び単位数
物理学	エネルギーの科学(2) 物理学(2) 電磁気学Ⅰ(2) 電磁気学Ⅱ(2) 力学(2) 振動・波動論(2) 光学・音響学(2) 熱統計力学(2) 量子力学(2) 固体物性論Ⅰ(2) 固体物性論Ⅱ(2) 電磁気学演習Ⅰ(1) 電磁気学演習Ⅱ(1) 電子物理解(2) 光・量子エレクトロニクス(2)
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	◎物理学実験(2)
化学	◎化結晶工学(2) ナノ物性工学(2) 学(2)
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	◎化学実験(2)
生物学	生命の科学(2) ◎生物学(2) 生体電子工学(2)
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	◎生物学実験(2)
地学	宇宙の科学(2) ◎地学(2)
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	◎地学実験(2)
最低修得単位数	26単位

◎は免許状授与に要する必修科目

理科（高等学校教諭一種）

電子工学科 〈平成19（2007）年度以降の入学生に適用〉

法規上の科目	授業科目及び単位数
物理学	エネルギーの科学(2) 物理学(2) 電磁気学Ⅰ(2) 電磁気学Ⅱ(2) 力学(2) 振動・波動論(2) 光学・音響学(2) 熱統計力学(2) 量子力学(2) 固体物性論Ⅰ(2) 固体物性論Ⅱ(2) 電磁気学演習Ⅰ(1) 電磁気学演習Ⅱ(1) 電子物理学(2) 光・量子エレクトロニクス(2)
化学	◎化結晶工学(2) ナノ物性工学(2)
生物学	生命の科学(2) ◎生物学(2) 生体電子工学(2)
地学	宇宙の科学(2) ◎地学(2)
「物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	◎物理学実験(2) ◎化学実験(2) ◎生物学実験(2) ◎地学実験(2)
最低修得単位数	34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

工業（高等学校教諭一種）

1. 工業免許状を得ようとする場合、教職に関する科目についての単位の修得は、本学において当分の間、工業の教科に関する科目の同数の単位の修得をもってこれに替えることができる。

（教育職員免許法附則11）

従って、工業の関係科目を開講科目より55単位・職業指導 4単位 計59単位以上を修得すること。

ただし電子工学科においては、教育職員免許法附則11を適用しない。このため、工業の関係科目を開講科目より30単位・職業指導 4単位 計34単位以上を修得すること。

2. 工業免許状と数学免許状を同時に得ようとする場合は、工業の関係科目を開講科目より34単位以上・職業指導 4単位を修得すること。（電子工学科を除く）

機械知能工学科 〈平成19（2007）年度以降の入学生に適用〉

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎科学技術史(2) 機械知能工学実験Ⅰ(2) 機械知能工学実験Ⅱ(2) 機械知能工学実験Ⅲ(2) 工業力学Ⅰ(2) 機械設計学(2) 基礎流体力学Ⅰ(2) メカトロニクスⅠ(2) 機械力学Ⅰ(2) 材料力学Ⅰ(2) 流体力学Ⅰ(2) 数値流体力学Ⅰ(2) 材料工学Ⅰ(2) 固体力学Ⅰ(2) 機械基礎製作Ⅰ(2) ②ユニバーサルデザインⅠ(2) 応用力学Ⅰ(2) 環境工学Ⅰ(2) 自動車工学Ⅰ(2) 応用計測Ⅰ(2) ヒューマンマシンインターフェイスⅠ(2) 制御工学Ⅰ(2) ロボット基礎Ⅰ(2) 機械設計製図Ⅰ(2) 機械知能工学基礎Ⅰ(2) 材料力学Ⅰ(2) 熱力学Ⅰ(2) 制御工学Ⅰ(2) 工業力学Ⅰ(2) 熱力学Ⅰ(2) 機械力学Ⅰ(2) 数値材料工学Ⅰ(2) 材料力学Ⅰ(2) 工業力学Ⅰ(2) 機械工学Ⅰ(2) 機械製作Ⅰ(2) 生産システムⅠ(2) 応用力学Ⅰ(2) 流体工学Ⅰ(2) 航空宇宙工学Ⅰ(2) 生体機械工学Ⅰ(2) コンピュータ生体信号処理Ⅰ(2) 医療福祉工学Ⅰ(2) ◎メカトロニクスⅠ(2) システム工学Ⅰ(2) ロボット開発Ⅰ(2)
職業指導	◎職業指導Ⅰ(2) ◎職業指導Ⅱ(2)
最低修得単位数	34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

電気情報工学科 〈平成19（2007）年度以降の入学生に適用〉

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎科学技術史(2) 電気回路学 I(2) 電磁気学 II(2) 電磁気学演習 I(1) 電磁気学演習 II(1) 電気回路学 I(2) 電気回路学 II(2) 電気回路学演習 I(1) 電気回路学演習 II(1) 基礎電子回路(2) 電気情報工学実験 I(2) 電気情報工学実験 II(2) 電気情報工学実験 III(3) 電気情報工学実験 IV(3) 電子工学概論(2) アナログ電子回路(2) 電気電子基礎計測 I(2) 電気電子基礎計測 II(2) 基礎電力工学(2) 固体デバイス工学(2) 制御工学(2) 電気電子材料工学(2) 電子回路演習(1) 光通信工学(2) 伝送工学(2) 電磁波工学(2) 電波法(1) 電磁エネルギー変換工学(2) パワーエレクトロニクス(2) ロボット工学(2) 電力発生工学(2) 電力系統工学(2) 電力応用工学(2) 高電圧工学(2) 電気機械設計製図(2) 電気法規及び施設管理(2)
職業指導	◎職業指導 I(2) ◎職業指導 II(2)
最低修得単位数	34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

電子工学科 〈平成19（2007）年度以降の入学生に適用〉

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎科学技術史(2) 環境の科学(2) 電気回路学 I(2) 電気回路学 II(2) 電子回路学 I(2) 電子工学実験 I(2) 電子工学実験 II(2) 電子工学実験 III(2) 電子工学実験 IV(2) コンピュータ演習 I(1) コンピュータ演習 II(1) コンピュータ演習 III(1) 電気回路学演習 I(1) 電気回路学演習 II(1) 電子回路学 II(2) 電子回路学演習 I(1) 電子回路学演習 II(1) 電子工学基礎論(2) 電気電子基礎計測(2) 電気電子応用計測(2) 固体デバイス工学 I(2) 固体デバイス工学 II(2) 電子物性工学(2) 電気電子材料工学(2) ◎計測情報処理(2) 電磁波工学(2) 基礎情報通信工学(2) プログラミング(2) コンピュータグラフィックス(2) 電磁エネルギー変換工学(2) 制御工学(2) システム工学(2) ◎ロボット工学(2)
職業指導	◎職業指導 I(2) ◎職業指導 II(2)
最低修得単位数	34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

環境建設工学科 〈平成20年度以降の入学生に適用〉

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎科学技術史(2) 力学および演習(3) 環境建設計画(2) 環境建設工学実験(3) 環境建設工学設計製図(3) 構造力学Ⅰおよび演習(3) 構造力学Ⅱおよび演習(3) 水理学Ⅰおよび演習(3) 水理学Ⅱおよび演習(3) 地盤力学Ⅰおよび演習(3) 地盤力学Ⅱおよび演習(3) コンクリート工学および演習(3) 鉄筋コンクリート工学および演習(3) 環境工学Ⅰ(2) 環境工学Ⅱ(2) 測量学Ⅰ(2) 測量学Ⅱ(2) 測量実習製図(2) 地震工学Ⅰ(2) 都市計画(2) 道路工学(2) 上水道工学(2) 下水道工学(2) C A D 演習(1) 数値解析演習(1) F E M 演習(1) 地震工学Ⅱ(2) 構造力学Ⅲ(2) 建築構造力学(2) 地盤地質工学(2) コンクリートメンテナンス工学(2) プレストレストコンクリート工学(2) 鋼構造および橋梁工学(2) 河川の工学(2) 港湾工学(2) 環境の化学(2) 環境生物工学(2) 環境地盤工学(2) 環境水理学(2) 水質保全工学(2) 都市環境計画(2) 海岸海洋工学(2) 建築工学通論(2) 環境建設工学総合演習(1) 火薬学および実験(2) 施工法および施工管理(2)
職業指導	◎職業指導Ⅰ(2) ◎職業指導Ⅱ(2)
最低修得単位数	34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

環境建設工学科 〈平成19（2007）年度の入学生に適用〉

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎科学技術史(2) ◎物理学実験(2) 力学および演習(3) 環境建設計画(2) 環境建設工学実験(3) 環境建設工学設計製図(3) 構造力学Ⅰおよび演習(3) 構造力学Ⅱおよび演習(3) 水理学Ⅰおよび演習(3) 水理学Ⅱおよび演習(3) 地盤力学Ⅰおよび演習(3) 地盤力学Ⅱおよび演習(3) コンクリート工学および演習(3) 鉄筋コンクリート工学および演習(3) 環境工学Ⅰ(2) 環境工学Ⅱ(2) 測量学Ⅰ(2) 測量学Ⅱ(2) 測量実習製図(2) 地震工学Ⅰ(2) 都市計画(2) 道路工学(2) 上水道工学(2) 下水道工学(2) C A D 演習(1) 数値解析演習(1) F E M 演習(1) 地震工学Ⅱ(2) 構造力学Ⅲ(2) 建築構造力学(2) 地盤地質工学(2) コンクリートメンテナンス工学(2) プレストレストコンクリート工学(2) 鋼構造および橋梁工学(2) 河川の工学(2) 港湾工学(2) 環境の化学(2) 環境生物工学(2) 環境地盤工学(2) 環境水理学(2) 水質保全工学(2) 都市環境計画(2) 海岸海洋工学(2) 建築工学通論(2) 環境建設工学総合演習(1) 火薬学および実験(2) 施工法および施工管理(2)
職業指導	◎職業指導Ⅰ(2) ◎職業指導Ⅱ(2)
最低修得単位数	34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

情報（高等学校教諭一種）

電気情報工学科 〈平成19（2007）年度以降の入学生に適用〉

法規上の科目	授業科目及び単位数
情報社会及び情報倫理	◎情報社会と情報倫理(2)
コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)	◎論理回路(2) デジタル電子回路(2) プログラミング演習Ⅰ(1) プログラミング演習Ⅱ(1) ◎ハードウェア工学(2) 電気電子応用計測(2)
情報システム (実習を含む。)	◎システム工学(2) ◎情報処理システム(2) 情報セキュリティシステム(2)
情報通信ネットワーク (実習を含む。)	基礎情報通信工学(2) ◎コンピュータネットワーク演習(1) 情報通信工学(2) ◎通信ネットワーク工学(2) 通信システム工学(2) 通信機器(2)
マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)	電気情報工学セミナー(1) ソフトウェア工学(2) ◎コンピュータグラフィックス(2) オーディオビジュアル工学(2)
情報と職業	◎情報と職業(2)
最低修得単位数	34単位

◎は免許状授与に要する必修科目

XII. 教職課程年間スケジュール表

○教育実習関係 △介護体験実習 □教務関係 ●免許状申請関係 ▲教員採用関係

年次	実施時期	行事及び手続等
1年次	4月	○教職課程ガイダンス
	4月上旬	□科目登録
2年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月	○教職課程ガイダンス
	5月中旬～	○履修カルテ登録（教職免許取得希望者は必須）
	10月下旬 （～11月上旬）	○教職課程ガイダンス（教育実習登録届・誓約書配付）△介護体験実習（特別支援学校）申込書配付
	11月上旬	○教育実習予定校連絡
	11月下旬	○教育実習登録届・誓約書提出 △介護体験実習（特別支援学校）申込書提出
3年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月中旬	○資格申請登録者一覧掲示
	5月上旬	△介護体験実習オリエンテーション（特別支援学校 介護体験実習生個人調書・誓約書配付）
	5月中旬	△特別支援学校 介護体験実習生個人調書・誓約書提出・実習費納入（介護体験実習日誌配付）
	5月下旬 （～6月中旬）	△介護体験実習（特別支援学校）日程・実習校発表
	6月～10月	△介護体験実習（特別支援学校2日間/時期は受入校により異なる）
	6月下旬	○教育実習校登録確認（教育実習依頼状・承諾書配付） ○仙台市内中学校教育実習事前申込書配付
	7月上旬	△介護体験実習（福祉施設）ガイダンス（申込書配付） ○仙台市内中学校教育実習事前申込書提出
	7月上旬～	○教育実習予定校訪問（依頼状等持参）
	7月中旬	△介護体験実習（福祉施設）申込書および健康診断書提出
	8月下旬 （～9月上旬）	△介護体験実習集中講義
	9月末日	○教育実習校からの受入承諾書締切
	10月中旬	○教育実習校からの受入承諾書（写）配付・仙台市内中学校教育実習最終申込書配付
	10月中旬	△介護体験実習（福祉施設）日程・実習施設発表
	10月下旬	○仙台市内中学校教育実習最終申込書提出
	11月上旬	○教育実習事前指導1（教育実習必携配付）
	11月上旬～	△介護体験実習（福祉施設5日間/時期は受入施設により異なる）
	12月上旬	○教育実習ガイダンス（教育実習関係書類配付）
	1月中旬	○教育実習関係書類提出
	2月中旬	○教育実習事前指導2・3
	3月末 （～4月初旬）	○教育実習事前指導4
4年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月上旬	○教育実習費納入（教育実習日誌配付）
	4月中旬	○資格申請登録者一覧掲示 ○仙台市内中学校実習生配当発表
	5月上旬	○実習校訪問指導教員発表（指導教員との面談）
	5月上旬	▲教育職員採用試験願書受付（各都道府県教育委員会）
	5月中旬～	○教育実習（中学校3週間・高校2週間、時期は実習校により異なる）
	7月中旬～	▲教育職員採用試験（第一次）（都道府県により異なる）
	9月	▲教育職員採用試験（第二次）（ ” ” ）
	9月～12月	○教育実習事後指導1
	9月～1月	○教育実習事後指導2
	10月下旬	▲教育職員採用試験結果発表
	11月下旬 （～12月上旬）	●教員免許状一括申請ガイダンス（申請書類配付）
	12月上旬	●教員免許状一括申請書類提出
	2月中旬	□卒業生発表 ●教員免許状一括申請手数料納入
	3月下旬	●教員免許状交付（卒業式）

- ・主なものをあげているが、上記以外にも行事及び諸手続等が予定される。それについては、別途資格掲示版にて知らせる。
- ・予定が変更になる場合もあるので、常に掲示板を注意して見ること。